

介護保険法は平成27年4月1日改正です！

# 改正介護保険法セミナー

## 処遇改善加算と助成金の活用法

平成27年度の介護報酬改定により、新しい処遇改善加算が始まる予定です。加算拡充を受けるためには、『対象を昇進・昇給ルールを盛り込んだ賃金体系を整えた事業者に限定』される方向です。対処するためには、事業所の身の丈にあった『評価・処遇制度』をつくる必要があります。合わせて就業規則を見直すことで活用できる、『中小企業労働環境向上助成金』についてもご提案致します。

平成26年6月18日成立の『医療介護総合推進法』のポイントについてもお伝えいたします。

日時：平成27年1月20日（火）

14:00-16:00（受付 13:30～）

場所：アーク笹出

（新潟市中央区新和1-6-20）

費用：お一人様2,000円（消費税込）

対象：介護事業者様

### <<セミナー内容>>

I 処遇改善加算のための  
評価・処遇制度とは？

II 介護業界で注意すべき  
労基法のポイントは？

iii 介護業向け助成金の案内

雇用管理制度等助成金を活用し、私ども社会保険労務士にかかる費用を助成金の対象として申請することができます。ぜひ、この機会に効率よく、処遇改善加算のために「賃金改善」やキャリアパス制度をすすめてください。

 **ワーク社労士事務所** <http://www.sr-work.jp/>

処遇改善加算と助成金活用セミナーのFAX申込書

FAX：025-281-6500 Tel (025) 281-6526

『遠方で行けない。』  
『日程が合わない。』  
という場合も、ご相談下さい。

下記のいずれかにチェックし、必要事項をご記入ください。

14:00-16:00参加  参加できないが説明を聞きたい  今後FAX不要

事業所名		お名前	
TEL		FAX	
メール アドレス			